

合併にかかわる基本的な事項

1. 合併の方式

合併の方式は、南埼玉郡宮代町及び北葛飾郡杉戸町を廃し、その区域を春日部に編入する編入合併とする。

2. 合併の期日

合併の期日は合併新法期限内（平成22年3月31日まで）とする。

3. 新市の名称

新市の名称は春日部市とする。

4. 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、春日部市の現在の事務所の位置とし、現在の宮代町及び杉戸町の庁舎は総合支所とし、庄和総合支所と合わせて3支所体制とする。

住民サービスにかかわる事項

5. 財産、公の施設の取扱い

宮代町及び杉戸町の財産及び公の施設は、すべて春日部市に引き継ぐものとする。

6. 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

宮代地域及び杉戸地域に地域審議会を設置する。

7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

.....合併協議会において協議するものとする。.....

8. 農業委員会の委員の任期等の特例に関する取扱い

.....合併協議会において協議するものとする。.....

9. 地方税の取扱い

春日部市の制度に統一する。

ただし、宮代町及び杉戸町の区域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により、都市計画税の税率については、平成23年度は0.1%、平成24年度は0.15%、平成25年度は0.2%とし、また、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、合併が行われた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分は、宅地並み課税を行わないものとする。

10. 一般職の職員の身分に関する取扱い

宮代町及び杉戸町の職員は、すべて春日部市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分は、春日部市の制度に統一する。

11. 特別職の職員の身分の取扱い

宮代町及び杉戸町の特別職は、すべてその身分を失う。

12. 条例、規則等の取扱い

春日部市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

13. 組織及び機構の取扱い

春日部市の組織及び機構に統一する。

ただし、総合支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮する。

14. 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 宮代町が加入している久喜宮代衛生組合については、現行のとおり存続する。
- (2) 宮代町が加入している久喜地区消防組合については、現行のとおりとし合併後速やかに統一を図る。
- (3) 宮代町が加入している広域利根斎場組合については、合併の日の前日をもって脱退する。
- (4) 杉戸町が加入している栗橋町外五箇市町水防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退する。
- (5) 杉戸町が加入している埼玉葛斎場組合については、合併の日の前日をもって脱退する。
- (6) 宮代町及び杉戸町が加入している埼玉縣市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退する。
- (7) 宮代町及び杉戸町が加入している彩の国さいたま人づくり広域連合については、合併の日の前日をもって脱退する。
- (8) 宮代町及び杉戸町が加入している埼玉県後期高齢者医療広域連合については、合併の日の前日をもって脱退する。
- (9) 宮代町及び杉戸町が加入している埼玉県利根広域行政推進協議会については、合併の日の前日をもって脱退する。

15. 使用料、手数料等の取扱い

合併後2年以内に春日部市の制度に統一する。

16. 公共的団体等の取扱い

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、統合を図るよう促す。

17. 補助金、交付金等の取扱い

合併後2年以内に春日部市の制度に統一する。

18. 町名、字名の取扱い

宮代町及び杉戸町の町・字名は、原則として現行のとおりとする。
ただし、大字については、削除する。字のみの場合については、字を削除する。
なお、宮代町の中央一丁目、中央二丁目及び中央三丁目については、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。

19. 各種福祉制度の取扱い

合併後2年以内に春日部市の制度に統一する。

20. 慣行の取扱い

春日部市の制度に統一する。

21. 国民健康保険事業の取扱い

合併後2年以内に春日部市の制度に統一する。

22. 介護保険事業の取扱い

合併後2年以内に春日部市の制度に統一する。

23. 清掃事業の取扱い

杉戸町の区域については、合併後2年以内に春日部市の制度に統一する。
宮代町の区域については、久喜宮代衛生組合の制度を適用する。

24. 消防団の取扱い

杉戸町消防団は、常備消防が統一されるため、春日部市消防団に統合する。
宮代町消防団は、常備消防が統一される場合には、常備消防と併せて統合を図るものとする。

25. 上・下水道の取扱い

合併後2年以内に春日部市の制度に統一する。

26. 各種事務事業の取扱い

合併後2年以内に春日部市の制度に統一する。